

10 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平19法23。以下「法」という。)附則第67条の2第1項の規定により、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設置されたものである。

(I) 歳入歳出決算の概要

(単位 百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	36,956	国債整理基金特別会計へ繰入	342,956
借入金	306,000		
計	342,956		

(歳 入)

令和5年度における歳入予算額は 343,032,560千円

であって、その内訳は

当初予算額 344,014,372千円

予算補正追加額 8,895,449千円

予算補正修正減少額 9,877,261千円

であり、予算補正追加額は、法附則第206条の5第1項の規定による前年度以前における国有林野事業収入相当額の決算額のうち未受入額の借入金の償還金の支払財源に充てるための一般会計からの受入見込額を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、法附則第206条の6の規定による借入金の償還金の財源に充てるための民間からの借入見込額等を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は 342,956,922千円

であって、差引き 75,637千円

の減少となった。これは一時借入金利子の支払がなかったことで、一般会計より受入が少なかったこと等のためである。

本年度における収納済歳入額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
一般会計より受入	37,032,560	36,956,922	△ 75,637	99
借入金	306,000,000	306,000,000	—	100
計	343,032,560	342,956,922	△ 75,637	99

(歳 出)

令和5年度における歳出予算現額は

歳出予算額 343,032,560千円

〔当初予算額	344,014,372千円〕
〔予算補正修正減少額	981,812千円〕

であり、予算補正修正減少額は、借入金及び一時借入金の利子の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 342,956,922千円

不用額は 75,637千円

であって、不用額は、一時借入金利子の支払がなかったため、国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を主要経費別及び事項別に示せば、次のとおりである。

(主 要 経 費 別)

(単位 千円)

主 要 経 費	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国 債 費	343,032,560	343,032,560	342,956,922	—	75,637	99

(事 項 別)

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	343,032,560	343,032,560	342,956,922	—	75,637	99

(II) 経費の概要及び事業実績

令和5年度における実績の概要は、次のとおりである。

(1) 借入金償還費

借入金償還費として342,800,910千円を支出した。

(2) 利 子

利子として156,012千円を支出した。

(3) 年度末債務残高

令和5年度末における年度末債務残高は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	5 年 度
期 首 残 高	1,125,040,813
借 入 金	306,000,000
償 還 額	342,800,910
年 度 末 残 高	1,088,239,903

(注) 5年度の借入金306,000,000千円は、法附則第206条の6の規定により5年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入額であり、借入金債務残高が増加するものではない。